

公益財団法人秦野市スポーツ協会「公式ロゴマーク」デザイン  
公募作品審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「本協会」という。）の象徴である「公式ロゴマーク」について、一般公募によるデザインに決定するに当たり、意見又は助言を求めるとともに、透明性を担保し公正に実施するため、「公式ロゴマーク」デザイン公募作品審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定める。

(意見等を求める事項)

第2条 審査委員会において意見又は助言を求める事項は、審査事務局がデザインのテーマや内容を総合的に考慮した上で選考した作品に関することとする。

(組織等)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者4名で構成する。

- (1) 東海大学教授
- (2) 秦野市美術協会委員
- (3) 秦野市市民部長
- (4) 公益財団法人秦野市スポーツ協会副会長[総務担当]

2 審査委員は、本協会会長が委嘱又は任命し、任期は、委嘱又は任命の日から平成30年1月31日までとする。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、本協会会長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員の互選により座長を置くものとする。

3 座長は、審査委員会の会議の議長となる。

4 審査委員会は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 審査委員会は、全3回開催する。

(審査の期間)

第5条 審査の期間は、平成29年12月15日から平成30年1月19日までとする。

(報償の支給)

第6条 審査委員が審査委員会に出席するときは、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(審査事務局)

第7条 審査委員会の庶務は、本協会事務局において処理する。

(意見等の記録)

第8条 審査委員会における意見又は助言は、審査事務局において記録し、文書化する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、審査委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行し、審査委員の任期が終了する日限り、その効力を失う。